

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、まんのう町土地改良区が土地改良事業（農地耕作条件改善事業（区画整理事業）塩田地区）を行うことについて令和6年9月19日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町建設土地改良課において令和6年10月2日から同月22日まで縦覧に供する。

令和6年9月27日

香川県知事 池 田 豊 人